

新規登録料・更新料・コーディネート経費の免除申請には 「免除申請書」の提出が必要となりました

登録料・更新料及びコーディネート経費の徴収規程が設置され、平成30年1月1日より免除申請の際は「免除申請書」が必要となりました。

《日本臓器移植ネットワークに支払う費用について》

【新規登録料 30,000円】

新たに移植を希望される方に、登録に関わる諸費用として負担して頂く費用です。

【登録更新料 5,000円】

移植希望登録者の方に1年毎の更新の際に負担して頂く費用です。

【コーディネート経費 100,000円】

日本臓器移植ネットワークのあっせんにより移植を受けられた方に、あっせんに関わる諸費用として負担して頂く費用です。

住民税非課税世帯は、これらの費用が免除となります。

■新規登録料・更新料の免除申請に必要な書類

費用免除対象者世帯	必要書類(到着日に発行後3か月以内の原本)	発行機関
生活保護世帯 ※右記の①・②の書類が必要	①移植希望(登録料・更新料)免除申請書 《払込取扱票の裏面》 ②生活保護受給証明書	福祉事務所
住民税の非課税世帯 ※右記の①～③の全ての書類が必要	①移植希望(登録料・更新料)免除申請書 《払込取扱票の裏面》 ②「世帯全員」と記載のある住民票(人数に関わらず) ③「世帯全員」の非課税証明書(年齢に関わらず)	市区町村役場

■コーディネート経費の免除申請に必要な書類

費用免除対象者世帯	必要書類(到着日に発行後3か月以内の原本)	発行機関
生活保護世帯 ※右記のA・Bの書類が必要	A コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書(様式1) B 生活保護受給証明書	福祉事務所
住民税の非課税世帯 ※右記のA～Cの全ての書類が必要	A コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書(様式1) B 「世帯全員」と記載のある住民票(人数に関わらず) C 「世帯全員」の非課税証明書(年齢に関わらず)	市区町村役場

*臓器移植手術日より3か月以内に移植した全ての臓器の機能が廃絶した場合、コーディネート経費を全額免除いたします。その場合は機能廃絶の日より1か月以内に「コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書」(様式1)と、移植手術を行った医師の書面による証明(任意の書式)のご提出が必要です。

【送付先】 〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク あっせん事業部

新規登録料の免除申請：●●新規登録免除申請係

登録更新料の免除申請：●●更新免除申請係 ※●●には希望する臓器を記載してください。

コーディネート経費の免除申請：コーディネート経費免除申請係